

議案第83号

大津市立幼稚園保育料等に関する条例の一部を改正
する条例の制定について

令和8年6月24日(水)

こども未来部幼保支援課

1 改正趣旨

乳児等通園支援事業(以下「こども誰でも通園事業」という。)は、こどもの成長の観点から、「全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備する」ことを目的としている事業で、子ども・子育て支援法に「乳児等のための支援給付」として規定(令和8年4月1日施行。令和7年度は地域子ども・子育て支援事業として実施。)され、制度の本格実施により、全国どの自治体でも共通で実施することとなる。

これを受け、本市においては、市立幼稚園において、こども誰でも通園事業を実施することとし、それに伴う保育料について規定する。

また、こども誰でも通園事業に合わせて、一般型一時預かり事業も実施することとし、それに伴う保育料についても規定する。

2 改正理由

市立幼稚園において保育料を徴収する事業として、「こども誰でも通園事業」と「一般型一時預かり事業」を加えるため

3 市立幼稚園における「こども誰でも通園事業」及び「一般型一時預かり事業」について

(1) 実施体制

地域ごとの量の見込み等を踏まえ、令和8年度は以下の3園で実施する。

- ① 長等幼稚園(中部地域) ② 膳所幼稚園(中南部地域) ③ 瀬田幼稚園(東部地域)

(2) こども誰でも通園事業について

市立幼稚園において、①全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備すること、②「孤立した育児」の中で不安や悩みを抱えている保護者への支援をすること、そして③幼稚園教育につながる保育の実施を目的にこども誰でも通園事業を実施する。

ア 実施回数等 実施回数:週2回 ・実施時間:午前9時30分から午後0時30分までの3時間 ※園によって開始時間を調整

イ 対象年齢 1歳児・2歳児(3歳の誕生日の前々日まで利用が可能)

ウ 受け入れ定員(同時に受け入れる児童数) 1園あたり 5人

エ 保護者から徴収する利用料 1時間あたり300円(国が定める基準による。)※キャッシュレス決済を原則とする。

オ 職員体制 保育士資格を有する者 2人

カ その他 食事、間食は提供しない。

キ 実施スケジュール

7月～8月	9月～12月	冬季休業	1月～3月	春季休業
利用者登録期間 面談等を実施	誰でも通園事業 実施期間	休止期間	誰でも通園事業 実施期間	休止期間

(3) 一般型一時預かり事業について

市立幼稚園において満3歳児及びこども誰でも通園事業の給付範囲(月10時間)を超えた子どもを預かれる事業として、「一般型一時預かり事業」を実施する。

ア 実施回数等 実施回数:週1回 ・実施時間:午前9時30分から午後0時30分までの3時間 ※園によって開始時間を調整

イ 対象児童 満3歳児、乳児等通園支援事業の給付範囲(月10時間)を超えた児童を想定

ウ 受け入れ定員(同時に受け入れる児童数) 1園あたり 5人

エ 保護者から徴収する利用料 1時間あたり300円※キャッシュレス決済を原則とする。

オ 職員体制 保育士資格を有する者 2人

カ その他 食事、間食は提供しない。

(4) こども誰でも通園事業と一般型一時預かり事業を組み合わせたイメージ

月曜日(午前)	火曜日(午前)	水曜日	木曜日(午前)	金曜日(午前)
誰でも通園	親子通園	実施なし	一般型一時預かり事業	誰でも通園 +親子通園

4 施行期日 規則で定める日から

5 改正部分の抜粋

現行	改正後
(趣旨)	(趣旨)
<p>第1条 この条例は、大津市立幼稚園(以下「幼稚園」という。)の保育料及び一時預かり保育料の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>第1条 この条例は、大津市立幼稚園(以下「幼稚園」という。)の保育料、一時預かり保育料及び乳児等通園支援保育料の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。</p>
(定義)	(定義)
<p>第2条 この条例において「一時預かり事業」とは、児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第36条の35第1項第2号に規定する幼稚園型一時預かり事業をいう。</p>	<p>第2条 (削除)</p>
<p>2 前項に規定するもののほか、この条例において使用する用語は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)において使用する用語の例による。</p>	<p>この条例において使用する用語は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)において使用する用語の例による。</p>
(一時預かり保育料)	(一時預かり保育料)
<p>第4条 一時預かり事業を利用する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者は、規則で定めるところにより、1回につき300円の一時預かり保育料を市に納付しなければならない。</p>	<p>第4条 幼稚園における一時預かり事業(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第7項に規定する一時預かり事業をいう。以下同じ。)を利用する乳児又は幼児(同項各号に掲げる乳児又は幼児をいう。)に係る保護者は、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる一時預かり事業の区分に応じ、当該各号に定める額の一時預かり保育料を市に納付しなければならない。</p>

現行	改正後
	(1) 児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号。次号において「省令」という。)第36条の35第1項第1号に規定する一般型一時預かり事業 1時間につき300円
	(2) 省令第36条の35第1項第2号に規定する幼稚園型一時預かり事業 1回につき300円
	(乳児等通園支援保育料)
	第5条 幼稚園における乳児等通園支援事業(児童福祉法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。)を利用する乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者は、規則で定めるところにより、1時間につき300円の乳児等通園支援保育料を市に納付しなければならない。
	2 第3条第2項の規定は、乳児等通園支援保育料について準用する。
(委任)	(委任)
第5条 この条例に定めるもののほか、幼稚園の保育料及び一時預かり保育料の徴収に関し必要な事項は、市長が別に定める。	第6条 この条例に定めるもののほか、幼稚園の保育料、一時預かり保育料及び乳児等通園支援保育料の徴収に関し必要な事項は、市長が別に定める。